

吹田市総合計画審議会の運営について（案）

吹田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項のうち、「吹田市総合計画審議会規則」（以下「規則」という。）及び「吹田市審議会等の運営に関する指針」に定めのない事項については、下記のとおり取扱うこととします。

記

1 審議会の傍聴について

- ・ 審議会の傍聴に関する事項を、別添「吹田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準（案）」のとおり定めます。

2 審議会の会議録等の公表について

- ・ 審議会の会議録は、氏名を表示せず、内容は議事要旨とします。出席委員全員の確認を得た上で、資料とともにホームページ等で公表します。

3 部会の設置について

- ・ 規則第7条に基づき、個別のテーマについて、少人数で活発な議論を行うため、「部会」を設置します。